

2025 春季号 No.49

治安維持法成立から100年 暴圧の20年と今日を問う

日本近現代史における「戦前」と「戦後」
戦後80年にさるる
安民法制成立100年後の現在を問う

韓国の「非常戒厳」 歴史に学ぶ市民たち

栗原 千鶴 山田 厚 朗

●国会議員の皆さんへ——国内最後の生き証人／絵画を描いて弾圧された——藪谷良一 藪谷 良一
●身を挺して治安維持法に立ち向かった国会議員 山本宣治と治安維持法 荻野富士夫
●法理論から見る治安維持法の稀代の悪法性 内田 博文

治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟 編

戦前、侵略戦争強行に向けて国民弾圧の武器となった「治安維持法」が施行されてから100年になります。この悪法は敗戦で廃止となりましたが、安倍政権以降、形を変えて今も生き続けています。秘密保護法、共謀罪法、重要土地利用規制法、経済秘密保護法、そして今、能動的サイバー防御法案が、参議院で成立寸前です。

「治安維持法と現代」誌2025春季号は「治安維持法成立から100年—暴圧の20年と今日を語る」を特集。ここに軍機保護法違反として断罪された「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」も治安維持法と同様の弾圧事件として提起したいとの要請を受けて出稿しました。その全文を紹介します。「新しい戦前」というより「すでに戦中」の様相です。戦争と弾圧は一体となって強行されます。その危機感を共有して立ち向かいましょう。

国家権力が捏造した「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」

弾圧法制は一切妥協せず、廃案を貫け！

宮澤弘幸にかかる冤罪事件は、一般には「北大生・宮澤弘幸スパイ冤罪事件」、あるいは「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」と呼ばれているが、単発事件ではなく、太平洋戦争開戦の1941年12月8日に、旧・軍機保護法によって一斉検挙された126人（後日追加15人を含む）の一連であり、宮澤冤罪には、レーン夫妻ら6人が括られている。

ただ、この中で宮澤・レーン夫妻は、大審院（現・最高裁に相当）の確定判決で懲役15年（レーン妻は同12年）という桁違いの酷刑に処された異例事件であり、とりわけ宮澤は実際に服役し（レーン夫妻は収監後「日米交換船」でアメリカへ送還）、取調べ中の拷問に加え刑務所での過剰制裁が重なり、戦後、占領軍覚書（指令）で釈放されたものの、弱り切った上での結核罹患によって27歳で死去した。事実上の獄死といってよい。

冤罪の経緯は、捜査記録をはじめ公判記録など重要証拠の大半が敗戦時の公文書破棄指令（証拠隠滅）によって失われ、解明を困難にしているが、冤罪を憎み、再発を阻止するとの使命感をもった先駆者（弁護士・

上田誠吉、研究者・荻野富士夫氏ら）、さらには「北大生・宮澤弘幸『スパイ冤罪事件』の真相を広める会」など運動体の努力によって、国家権力による冤罪の構造が明らかになってきている。

本稿では、このうち、根幹をなす「軍機保護法」の成り立ちを軸に、本件における冤罪の構造を明らかにしたい。先に一言でいえば、適用法自体に冤罪を生む要因が仕込まれており、これは今後の再発防止法の立法に於いても、重要な要諦となる。

一端成立したらいかなる付帯決議も踏みにじる弾圧法制

1899年制定の軍機保護法、その原型は軍内部の規律法だったが、戦争翼賛体制が進むにつれ改悪を重ね、特に盧溝橋事件さ中の1937年8月の「改正」では、関係者が「新法」と呼ぶまでに条々を改めた。要点を言えば、①機密の範囲を作戰、用兵等と限定するかにみせて「其の他の軍事上秘密を要する事項」を付記することで無制限拡大を可能にし、②機密指定権者を「陸

海軍大臣が命令を以て定む」と、軍による専権化を明記し、③秘匿地域を軍が自在に設定して国民に行動制限を課し、また過失、偶然による見聞、未遂、扇動をも探知罪、漏洩罪の対象とし、最高刑を死刑にまで拡大した——となる。

軍が白を黒といえれば黒になるのだから、旧・憲法下の臣民の権利からいっても到底容認出来ない。そこで、貴族院の学識議員・織田萬らによる重厚緻密な議論が展開され、陸海軍側も「軍事上の秘密は……統帥事項又は統帥と密接なる関係を有する事項に関する高度の秘密……即ち尋常一様的手段では探知収集出来ぬ、不正手段を以て是等の秘密を探知収集する者を処罰するの意味」等々と運用を限定する答弁を重ね、これらを「本法に於て保護する軍事上の秘密とは、不法の手段に依るに非ざれば之を探知収集することを得ざる高度の秘密なるを以て、政府は本法の運用に当りては、須く軍事上の秘密なることを知りて之を侵害する者のみに適用すべし」との付帯決議に織り込み、原案可決となった。

この付帯決議をもっても冤罪防止に十分とは言えないが、軍・政府は、法が成立した途端、付帯決議も、議事録に残った限定答弁の数々も全て無視し、警察も検察も、そして裁判官までも追従した。その何よりの証拠が、宮澤レーン冤罪事件そのものになる。

宮澤弘幸弾圧根拠の「探知」「機密」事例はすべて周知の事実

即ち、宮澤弘幸の第1審判決では3件の探知にかかる罪を挙げているが、①大学幹旋による夏季労働実習の就労現場である樺太・大泊の海軍工事現場で「同工事場係員等より聴取し又自ら目撃して」得た見聞、②樺太・上敷香の海軍飛行場工事現場で「右工事場係員より聴取して」得た見聞、③灯台監視船羅州丸に便乗して樺太・千島の各灯台を巡航した折に「灯台係員其の他より聴取し又自ら目撃して」得た見聞——であり、いずれも「尋常一様的手段」であり「不正手段に依る」ものでないことを判決自体が明示している。

その「探知」した「機密」の内容も、石油タンクの数とか、工事就労者の数とか、飛行場の存在や格納庫の数とか、いずれも素人目にも分かる公然であり、「不法の手段に依るに非ざれば之を探知収集することを得ざる高度の秘密」ではないことを、これまた判決自体が明示している。つまり、軍あるいは裁判所が黒といえれば黒、黒と極めつけられると逃れようがない暗黒が存在した。実際、①の事例でいえば「夏季労働実習」には複数の学友が合宿の形で就労していたにもかかわらず、宮澤以外は何の事情聴取も受けていない。

では何故、宮澤だけが検挙され酷刑に処されたのか。考えられるのは、北大の語学教師だったレーン夫妻との交流密度。おそらく、特高（内務省）・検察の狙っ

た本命は敵性外国人（アメリカ人）であるレーン夫妻であり、宮澤等6人はその傍証要員だった。いずれも、それぞれに夫妻の知己であり、中の一人である黒岩喜久雄（北大生）が戦後明かした事実を要約すれば「取調べではもっぱら夫妻の動静についてしつこく聞かれ、わたしへの嫌疑が何なのかは聞かされることもなかった」とされる。

判決（一審）では、宮澤を除く黒岩ら3人は懲役2年、あとの1人は100日余の勾留後嫌疑なしで釈放となった。罪状は、旅行中に見た飛行場予定地とか、応召中の配置先など宮澤罪状同様のとってつけで、黒岩によれば、控訴しても苦痛と生活被害が増幅するだけだと弁護士から諭されたといい、他の2人も同様だったと思われ、冤罪に服している。中で、宮澤はけた違いの懲役15年。黒岩らと、何が、どう違ったのか。

「軍国青年・宮澤」に対し拷問とみせしめに狂奔した特高・検察

真相は、なお闇の奥だが、考えられる一つは冤罪への身を挺しての強い抵抗。事件の解明と共に見えてきた宮澤の人となりは、曲がったことの嫌いな稀にみる頑固者だった。この先は半分仮説となるが、かけられた嫌疑、あるいは「レーン夫妻に頼まれたと言え」との強要に真っ向から反発し、否定し、「自白」を拒否したと思われる。一方、特高・検察は検挙した以上、「自白」に追込み有罪とするのが権威、沽券と自縛している。墮ちるところは底なしの拷問となった。拷問の痕は、戦後釈放された体にはっきり残っていた。

宮澤は、冤罪を認める供述を拒否しただけでなく、それを強要する特高・検察のありかた自体を強烈に批判した可能性もある。特高・検察批判は国家への反逆と映った。宮澤はむしろ軍国青年で、国威発揚に共感する論文で受賞したり、陸海軍の軍事講習にも積極的に参加し、海軍の給費生にもなっていた。特高・検察は、こうした宮澤の志操・信条をも十分把握しており、万一、野に放つならば国家の災いとなると決めつけ、長期刑によって口を封じ、同時に外に向けては見せしめとし、戦争国家の絶対性を維持しようとした。

そこから反転して刑の均衡を図る上からレーン夫妻へも重刑を科し、本命と傍証要員が捜査の勝手な威信によって逆転したとも言える。いささか飛躍とのそりを受けざるやもしれない仮説ながら、そのように推察しなければ理解しえない闇がのさばっている。

加えて、軍機保護法を補完し、冤罪を誘引した法である国防保安法（1941年5月施行）戦時刑事特別法（1942年3月施行）の存在も見逃せない。国保法は、第2章の刑事手続によって軍機法関係では、逮捕状抜きの特高専権で「検挙」出来るようにし、刑特法は国家機密（スパイ）にかかる事件では、漏洩防止を理由に、起訴状などの公判資料までも閲覧制限（判事の許

可制) するなど弁護権を制限し、判決文でも証拠の明示を省かせ、さらには判決理由さえ項目だけの中抜きで書くよう示し、暗黒裁判を法制化している。

上田誠吉著『ある北大生の受難』の意義をふまえ、断固とした立法監視を！

最後に、顕彰と検証。発生以来、闇に埋め込まれていた宮澤冤罪は、戦後40年余にして遺族が名乗りを上げたことで人と人が繋がり、温もりが生まれ、顕彰への一歩を踏み出した。折から、1980年代を騒がせた「国家秘密法」阻止の時代。まさに「軍機保護法」の焼き直し法案であり、この阻止運動の中で上田誠吉の著した『ある北大生の受難』は、「法案」が法になったとき、いかなる冤罪が起るかを実例となった。同時に同書及び関連続刊等によって掘り起こされた事実と見聞の数々は、国家権力による冤罪を検証していく上での基礎・古典文献となっている。

次いで、2010年代、戦争法体制に狂奔する安倍政権の時代、「北大生・宮澤弘幸『スパイ冤罪事件』の真相を広める会」が結成されるなど、上田検証を継承し、補完・発展させる運動が展開され、成果を積んでいる。同会編『引き裂かれた青春—戦争と国家秘密』（花伝社刊）及び、上田著作を含む全資料を点検して過誤を正した『総資料総目録補遺2020年』などが、その一端

になる。併せて、国家権力に同化して沈黙してきた北大当局との交渉を開き、宮澤にかかる全資料を公開させ、冤罪認識を明らかにさせ、認識を風化させないための「宮澤賞」の制定など、北大生・宮澤弘幸の名誉回復・顕彰に寄与させている。

以って、これらを今後どう生かすか。本稿では、やはり、立法の監視を挙げたい。危ない法は必ず、もっともらしい仮面をつけ仕掛けは見えないように仕込み、可決されるまでは、どんな答弁も憚らず、いかなる付帯決議にも同意したふりをする。だが法は、法となった途端、権力が仕込んだままに独り歩きを始める。だから、とことん手を抜かず仕込みを見抜いて追込み、条文を変えさせなければならない。内外ともに先に明るさの見えない厳しい状況が続く時代、決して「軍機保護法」の轍を踏んではならない。国家権力による冤罪が戦争への道と一体になった史的事実思いを深め、本稿を攔くとする。

(「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」関係資料と運動の経過は、以下のホームページを参照されたい。

<http://miyazawa-lane.com/index.html>)

福島 清 (北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会・事務局)



治安維持法を巡る出来事・事件

- ◆1917年 ロシア革命／◆1918年8月 米騒動発生
- ◆1922年3月 政府提案の過激思想を取り締まる「過激社会運動取締法案」(治安維持法の源流) 審議未了廃案
- ◆1923年9月 関東大震災発生。震災後の混乱を抑えるため7日「治安維持令」(治安維持法の全身) 公布
- ◆1925年2月18日 「治安維持法案」の国会提出
- 2月27日 「日ソ基本条約」公布
- 3月19日 治安維持法案可決。当時の首相は加藤高明
- 4月22日 治安維持法公布。
- 5月12日 治安維持法施行。政府は「国体を変革しよう

とする無政府主義や、私有財産制度を否認する共産主義を目的として結社を作り、加入のものを取り締まる」「乱用の恐れのない制限的な立法」とした。共産党については党員が取り締まりの対象だった。

治安維持法を運用したのは「特別高等警察(特高)」と「思想検事」。「特高」は天皇制に反対する思想や行動を取り締まる組織で、1911年警視庁に設置された特別高等課が始まり。1928年には全国に特高警察課ができた。取り調べには拷問を多用、自分たちの思い描いたストーリーを無理やり「自白」させて犯罪をでっち上げる不当な捜査を行った。「思想検事」は、思想犯罪を専門に取り締まる法律。「目的遂行罪」の拡大解釈などを主導。

- ◆1926年1月15日 京都学連事件、初の治安維持法違反

事件、京大、同志社大などの38人検挙

◆1928年3月15日 3.15事件。1都3府27県で日本共産党員を一斉検挙

6月29日 治安維持法「改正」緊急勅令公布・施行。最高刑を死刑に引き上げ、共産党員でなくても「党活動を支え党の目的に寄与する行為」を罰する「目的遂行罪」を新設。当時の新聞は主に厳罰化について報道したのみで目的遂行罪は注目されなかった

◆1929年4月16日、共産党一斉検挙。1道3府24県

1930年2月 第3次共産党検挙

1933年2月4日 長野県教員赤化事件、6月までに教会関係者230人検挙。目的遂行罪が拡大解釈される

2月20日 プロレタリア文学作家の小林多喜二が築地警察署で拷問を受けて虐殺される

◆1935年3月 度重なる弾圧で共産党壊滅状態に

◆12月 大本教事件、治安維持法が宗教団体に拡大

◆1936年2月26日 2.26事件

◆1937年12月 人民戦線事件。

◆1938年11月 哲学者・戸坂潤ら唯物論研究会検挙、32年創立で市民・学生による合法的組織だったが当局が方針を変更、共産主義的啓蒙運動を凶ったとされた

◆1941年5月15日 新治安維持法施行。【罰則強化】天皇の統治権を否定・冒瀆する宗教団体や集団を罰する。国体を変革しようとする準備結社や支援団体・集団も処罰対象に【刑事手続きの特例】三審制を二審制に。検事に強制捜査権を付与【予防拘禁】検事が「再犯の恐れあり」とする人を刑期満了後も拘束可能に。

特高・検察をさらなる抑圧取り締まりに駆り立てることになった。対米戦争を前に戦争遂行の障害とみなした言動に襲いかかった！

10月15日 国際的なスパイ事件＝ゾルゲ事件で関係者を検挙／12月8日 日米開戦

◆1943年5月 泊事件＝雑誌「改造」「中央公論」の関係者約60人が逮捕、4人が獄死した戦時下最大の言論弾圧「横浜事件」の端緒。富山県泊町（現朝日町）での慰労会を「共産党再建の準備会」と決めつけ参加者を検挙した⇒2010年2月4日、横浜地裁は第4次請求の元被告5人の遺族に刑事補償を認める判決。横浜事件の冤罪を明示した

6月20日 創価教育学会（現創価学会）弾圧。社会不安を背景に新興宗教団体が増加していた。宗教団体への弾圧は戦況が悪化した1943年に多かった

◆1945年8月15日 敗戦

9月26日 哲学者・三木清獄死

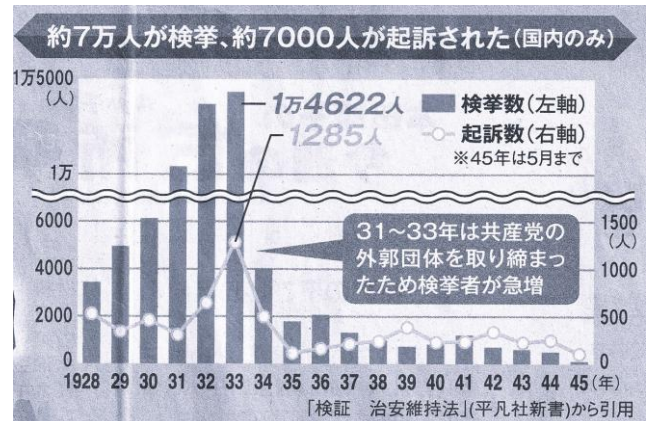
10月4日 GHQが人権指令。内務省は5日、各府県に特高警察機能の停止を通知

10月6日 各府県の特高警察廃止

10月10日 思想犯釈放

10月15日 治安維持法廃止。思想検事の元締めである司法省刑事局思想課廃止。内務大臣・警保局長ほか特高関

係者4990人罷免、司法省関係者1185人罷免。1946年1月には特高関係者319人、思想検察関係者25人が公職追放（しかし追放解除後、最高裁判官や検事総長になった者がいる）



「法」が襲いかかる恐れ、現代でも

荻野富士夫 小樽商科大学名誉教授

1925年から敗戦まで運用された治安維持法は「来るべき戦争遂行の準備」のための最強の武器として猛威をふるった。その脅威は過去の話ではない。為政者は常に治安法制を欲していて、今も作り続けている。1952年に破壊活動防止法が成立した。成立時の強い反対運動で「暴力主義的破壊活動を行った団体」の解散は現在にいたるまで発動されていないが、安倍政権下で成立した特定秘密保護法や、共謀罪を盛り込んだ組織犯罪処罰法など治安維持法の機能を実質的代替するような仕組みは着々と整備されている。

怖いのは運用のされ方だ。治安維持法は当初、厳格に運用するとしていた。だが結社の協力者を処罰する目的遂行罪などが特高警察や思想検事に拡大解釈され、人々に襲いかかった。現代も「公共の福祉」という名目で成立した法律が、都合よく解釈され乱用される恐れがある。

韓国大統領は昨年発した非常戒厳について「民主主義のためだった」と主張している。日本でもこうした言葉が、捜査当局の突破口になるのは、あり得ないことではない。

治安維持法が悪法と言うのは、一般的な共通認識としてあると思う。だがどこがどのように悪法だったかはあまり知られていない。朝鮮、台湾、旧満州国では日本国内以上に過酷に運用され、「法の暴力」の暴風雨が吹き荒れた。そうしたことも知って欲しい。

「悪法も法なり」と、治安維持法を肯定する政治家もいる。しかし法律を発動・処罰する側が法律を破り続けるような「悪法は法にあらず」だ。そんな危険がある法律は権限を与えないよう、芽や根が生じないように阻止しないといけない。成立してしまった場合でも、国民は監視し廃止に追い込まないといけない。

現代は「新しい戦前」が進行している。私たちは「新しい戦中」にしないよう行動する必要がある。